

第7章 暮らしの制度

(1) 幼稚園・保育所・放課後児童クラブ

① 幼稚園

3歳児以上の幼児を対象に2年または3年間、幼稚園教諭とともに安定した集団生活が送れるようにいろいろなことが計画されています。クラス全員で何かを作ったり、遊んだりすることが決まっている幼稚園と、お子さんの遊びたいことや興味を中心に活動する幼稚園があります。

発達障害の子どもは集団場面と家庭では違う姿を見せることがあります。入園後に気づく場合があります。特別な支援が必要な子どもにはサポート役として加配の先生をつけたり、個別に課題を与えたり、さまざまな工夫をしてくれたり、子どもにあった支援をする幼稚園もあります。担任をされる先生と話し合いを重ねながら、子どもにあった工夫と一緒に考えていくことが大切です。しかし、特別な支援を必要とする子どもの受け入れを断っている幼稚園もありますので確認が必要です。

入園については、各市町の教育委員会または幼稚園に直接問い合わせて下さい。

② 保育所

働きながら子育てをする親のために、乳児期より就学をするまで保育をします。長時間保育が可能な保育所もあります。保育所では、保育士がトイレットトレーニングや着替えなど基本的な生活習慣をつけたり、自由遊びで自主性をつけたりします。

集団の場に入り、初めて発達障害があることに気づいたりすることがあります。特別な支援が必要な場合には、保育所でも障害児保育として加配の保育士をつけたりすることができます。子育て支援センターを附置されている保育所があり、地域の子育て家庭への支援を行っています。子育てに困難を感じている場合や何らかのサポートを求める場合には、だれでも相談を受けることができます。

入所については、各市町の児童福祉担当課または保育所に問い合わせて下さい。

③ 放課後児童クラブ

夫婦共働き家庭など保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生（おおむね10歳未満）に対し、放課後や夏休みなどの期間に、家庭に代わる生活

の場を確保し、適切な遊びや指導を行います。

運営主体は市町、社会福祉法人、N P O、保護者会など地域によって運営形態はさまざまです。石川県内に226カ所あり、発達障害等の障害児の受け入れは、拡大してきてはいるものの、未だに受け入れを限定しているクラブもあります。

今後は専門機関が巡回支援をしていく中で、受け入れを促進していくことが望まれています。問い合わせは、各市町児童福祉担当課または放課後児童クラブです。

(2) 児童福祉施設

① 知的障害児通園施設

知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。

小松市立和光学園

〒923-0977 小松市額見町ら2-4 TEL(0761)44-2595 FAX(0761)43-0025

【理念・特徴】

発達の遅れがあると思われる就学前の子ども達が通っています。ひとり、ひとりの個性をうけとめ、子どもの思いを共有し、信頼関係をつくり、生きていく為の底力をつけることを目的としています。保育所との併用も可能です。

【定員】

通園30名

【療育活動】

- ① バス送迎（自家用車も可）
- ② 療育時間 月曜～金曜 AM10:00～PM3:00
- ③ 個別指導（月に2回、1回につき約60分）通園している子どもと親を対象にしています。他、小集団指導、音楽療法なども行っています。
- ④ 月に1～2日行事があります。親同士のふれあい、意見交換の場にもなっています。

なかよしはうす

〒920-3114金沢市吉原町口 6 番地 2 TEL(076)257-3311 FAX(076)257-3394

金沢こども医療福祉センターの心身障害児総合通園センター部門の1つで、肢体不自由児を対象としたくれよんはうすとは別に、未就学の知的に障がいを持つ子ども達を対象に、小集団、個別指導、自発活動を通じて、整形外科・小児科・精神科・リハビリテーション科等と連携を図りながら、運動、言語、感覚機能、日常生活などの総合的な療育を行っています。

定員は30名です。

発達障害のお子さんに関する相談を、金沢こども医療福祉センターの外来で受ける件数は年々増加してきています。こうした中で、なかよしはうすの利用を希望される場合には、療育手帳の有無にかかわらず、管轄の児童相談所で利用の適否に関する判定を受ける必要があります。お子さんの状態にあわせた施設利用を考え、地域の保育所との併用利用の形も可能です。

② 知的障害児施設

知的障害のある児童を入所させて、保護し、又は治療するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設です。

石川県立錦城学園

〒922-0562 加賀市高尾町ヌ1-甲 TEL(0761)72-0069 FAX(0761)72-6868

【理念・特徴】

知的障害児を入所させ、保護するとともに、独立自活に必要な知識・技能を習得してもらいます。

【定員】

入所10名

【療育活動】

① 入所

平成21年1月現在、6名が入園し、通学、生活訓練、作業訓練を行っています。入園希望の方は、直接学園または児童相談所にご相談ください。

② 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。期間は市町にご相談ください。

【手続き】市町福祉担当課

仏子園

〒924-0024 白山市北安田町548番地 TEL(076)275-0616 FAX(076)275-0689

【理念・特徴】

知的障害を持つ、子ども達の命や健康生活を守り育てると共に生活学習・労働学習及び障害に応じた様々な取り組みを通して障害を軽減し、人間的発達を援助することを目的としています。明和養護学校松任分校が隣接しており、学校と連携しながら総合的な療育をめざしています。

海洋クラブ活動（ヨット、カヌー）、海外姉妹施設提携（ドミニカ共和国、台湾、アメリカ合衆国、ヨルダン）等特徴ある取り組みを行っています。

【定員】 入所 50名

【療育活動】

① 入所

平成21年1月現在、41名が入園しています。入園希望の方は、直接園または児童相談所にご相談ください。

② 児童短期入所事業

障害児（者）およびその保護者の疾病その他の理由によって、当該障害児（者）が一時的に支援を必要とする場合に、他施設等に保護する制度です。利用期間は7日以内とされていますが、やむを得ない理由があるときは延長が認められます。

【手続き】 市町福祉担当課

希望ヶ丘

〒920-0162 金沢市小池町九40番地

TEL(076)257-5211 FAX(076)257-2108

E-mail kibougaoka@p2223.nsk.ne.jp

障害を持つ人の「自立」と「共生」を基本理念に、知的障害児施設（知的障害者更生施設も併設）での日常生活支援を行うとともに、短期入所、日中一時支援などの事業も実施しています。

また、敷地内に地域活動支援センター「カッコー」を設置し、森本地区に5つのケアホーム・グループホームを持つなど、知的障害者の地域生活支援活動を積極的に進めています。

発達障害児・者の方のうち、療育手帳を所持している方、または医師により知的障害の診断を受けていらっしゃる方に対しては、本人の現状や施設支援体制などを総合的に判断した上で、上記支援利用の適否を判断します。

(3) 児童デイサービス

【サービスの内容】

障害児を知的障害児施設、肢体不自由児施設その他の便宜を適切に供与することができる施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。

【対象者】

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童

(4) 医療機関への受診について

発達障害への対応は、小児科、精神科、神経科、心療内科、クリニックなど多くの病院や医院が対応をしています。また、総合病院や大学の附属病院、療育センターなどでは発達障害に特化した外来窓口も増えてきました。

しかし、担当している医師の専門領域によるところも大きく、発達障害の専門医、医療機関が大幅に不足しているというのが現実です。医療機関を受診する際には、発達障害（高機能広汎性発達障害、A D H D 、L D 等）の診断および発達支援を行うことができる医療機関かどうか調べてから受診しましょう。

発達障害の相談を受けているセンターや相談機関などに問い合わせてから受診先を紹介してもらうことも一つの方法です。

受診の際には、保険証や医療券などを忘れないようにすることはもちろんですが、「そだちの手帳」（石川県発達障害支援センター平成20年3月作成<http://www.pref.ishikawa.jp/fukusi/kokoro-home/hattatu/sodati-zentai.pdf>）にこれまでの育ちの状況を記載整理して持参すると問診の時に役に立ちます。短時間での受診で、本人に聞かせたくないエピソードなどがある時には、別々に受診を希望したり、一緒に受診することがよいか相談してから受診することも一つの方法です。

(5) 障害者手帳（発達障害に関するもの）

① 療育手帳

療育手帳は知的障害のある人（知的障害が概ね18歳までにあらわれた人）に対して、一貫した指導・相談等が行われ、各種の援助措置を受けやすくすることを目的に交付されるものです。

知的障害者に対する援助措置には、

- (ア) 特別児童扶養手当、(イ) 心身障害者扶養共済、(ウ) 国税、地方税の諸控除及び減免税、(エ) 公営住宅の優先入居、(オ) NHK受信料の免除、(カ) JRやのと鉄道など旅客運賃の割引、(キ) 生活保護の障害者加算、(ク) 生活福祉資金の貸付、(ケ) NTTの無料番号案内、(コ) 携帯電話使用料の割引、(サ) 公共施設の利用料割引などがあります。

詳細については、市町福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。

② 精神保健福祉手帳

精神保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを認定することで、各方面の協力を得て各種支援策を講じやすくなることにより、精神に障害を持つ人の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的に交付されるものです。

精神障害者に対する援助措置には、

- (ア) 国税、地方税の諸控除及び減免税、(イ) 心身障害者扶養共済、(ウ) 公営住宅の優先入居、(エ) 生活保護の障害者加算、(オ) 生活福祉資金の貸付、(カ) NTTの無料番号案内、(キ) 携帯電話使用料の割引、(ク) 公共施設の利用料割引や公共交通機関の運賃の割引等があります。

詳細については、市町福祉担当窓口にお問い合わせ下さい。

③ 発達障害への対応

療育手帳は、知的障害を対象とした手帳で、発達障害そのものを対象としたものではありません。そのため、発達障害があっても、IQが高い場合は取得が難しい場合があります。発達障害のある人で、IQが高いために療育手帳の取得が難しい場合、「精神障害者保健福祉手帳」を取得する人もいます。取得可能かどうかは、精神科の医師などに相談されることが適切と思われます。

④ 利用のヒント

最近は、障害者手帳（療育手帳・精神保健福祉手帳・身体障害者手帳）

がなくても利用できる支援サービスが増えつつありますが、手帳を取得するのとしないのとでは利用範囲がかなり異なります。

また、一定規模以上の会社は障害者を一定の割合で雇用することが、法律で義務づけられており、手帳を取得していると、就労しやすいため、就労期になって手帳を取得するケースも多くみられます。

障害者手帳を取得すると、税の控除が受けられたり、各種の割引が使えたり、支援サービスを利用することができますという優遇措置を受けることができます。

一方、障害者手帳を取得することで、直接不利益を受けることはありませんが、本人も保護者も障害を認めるという点で、踏み込む必要があり、保護者も本人も決断が難しいケースもあります。

また、IQが高い場合などは、就労や社会生活で困難があっても、療育手帳の取得が困難です。

このような場合でも、作業能力なども含めた基準により、障害者職業センターで雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定を受ける制度があります。

(6) 税制度

種類	内 容			金額等	取扱	
所得税 (国税)	障害者控除 ・本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者（身障手帳3級～6級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2・3級）の場合			所得控除 27万円	税務署	
	特別障害者控除 ・上記の障害者が重度（身障手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級）の場合			〃 40万円		
	同居特別障害者扶養控除等 ・控除対象配偶者又は扶養親族が同居している特別障害者の場合			〃 73万円		
住民税	障害者控除 ・本人又は控除対象配偶者、扶養親族が障害者（身障手帳3級～6級、療育手帳B、精神保健福祉手帳2・3級）の場合			所得控除 26万円	市町村役場	
	特別障害者控除 ・上記の障害者が重度（身障手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級）の場合			〃 30万円		
	同居特別障害者扶養控除等 ・控除対象配偶者又は扶養親族が同居している特別障害者の場合			〃 56万円 加算		
	前年の合計所得が125万円以下の障害者			非課税		
手帳の種類	減免の対象となる障害の範囲	内 容			取扱	
自動車税・自動車取得税 (県税)・ 軽自動車税 (市町村税)	療育手帳	A	本人運転 家族運転 精神障害者保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者等が取得又は所有する自動車で、専らその者が運転するもの。 ●障害者等が取得又は所有する自動車で、障害者等と生計を一にする者が当該障害者の通学、通院、通所、通勤又は生業のために運転するもの。 ●知的障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が取得又は所有する自動車で、当該障害者等と生計を一にする者が専ら当該障害者等の通学、通院、通所、通勤又は生業のために運転するもの。 ●障害者のみで構成される世帯の障害者等が所有する自動車で、専ら当該障害者等の通院等のために常時介護する者が運転するもの。 <p>※軽自動車税の減免の対象範囲は上記の表と若干異なる。</p>	県税務課	
	精神障害者保健福祉手帳	1級				
種類	内 容			金額等	取扱	
相続税 (国税)	法定相続人である障害者が相続により財産を取得した場合			税額控除〔70歳に達するまでの1年につき6万円（特別障害者は12万円）を乗じた金額〕	税務署	
贈与税 (国税)	親が特別障害者の子のために、財産を信託銀行に特定贈与信託した場合			6,000万円を上限に非課税	税務署	

(7) 運賃等割引制度

項目	対象者等	割引	申込み	備考
JR旅客（鉄道）運賃	第1種身体障害者及び知的障害者	本人 50% 付添人 50%	乗車券販売窓口	単独で乗車する場合は、片道 100 kmを超える場合のみ適用
	第2種身体障害者及び知的障害者	本人 50%		片道 100 kmを超える場合のみ適用
急行券・回数乗車券の発行は第1種の障害者かつ介護者と共に乗車する場合 定期乗車券の発行は第1種の障害者かつ介護者と共に乗車する場合、第2種の12歳未満の児童が介護者と乗車する場合（介護者も割引）				
のと鉄道㈱旅客運賃	第1種身体障害者及び知的障害者	本人 50% 介護者 50%	各駅	※初乗り運賃よりは安くならない
	その他の身体障害者及び知的障害者	本人 50%		
北陸鉄道㈱旅客運賃	身体障害者手帳、療育手帳所持者	本人 50%	車内で手帳呈示	介護者の割引については係員が必要としたとき
		介護者 50%		
乗合バス旅客運賃	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者	本人 50%	車内で手帳呈示	介護者の割引については係員が必要としたとき
		介護者 50%		
タクシー運賃	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 ※範囲は市町により異なる	基本的に初乗り運賃を助成する	市町窓口 (福祉タクシー利用助成券交付申請を行う)	※年間あたりの交付枚数に制限あり
航空運賃	第1種身体障害者及び知的障害者（12歳以上）	各航空会社により異なる	航空券販売窓口にて手帳を呈示（療育手帳の方は事前に、割引対象である旨の押印を市町村役場で受ける）	本人と介護者1名に対して割引
	第2種身体障害者及び知的障害者（12歳以上）			本人のみ割引
有料道路通行料金	身体障害者手帳、療育手帳の所持者（自ら運転する場合）	50%	料金所で、身障手帳又は療育手帳を提示（事前に割引対象である旨の押印を市町役場で受ける。）	※ETCについても割引あり
	1種の身体障害者手帳、療育手帳の所持者（介護者運転の場合）			上記の車がない場合は、日常的介護者が所有するものに限る。

項目	対象者等	割引	申込み	備考
各施設入場料等	障害者手帳の所持者 ※範囲は各施設により異なる 介護者 ※各施設により異なる	本人 ※各施設により異なる 手帳の呈示等		
N H K 放送受信料の免除	身体障害者、知的障害者、精神障害者が世帯構成員であり、かつ、世帯全員が市町村民税（住民税）非課税の場合 視聴覚障害者、重度の障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）が世帯主	全額免除 半額免除	放送局	町長又は福祉事務所長の証明が必要
NTT番号案内料 (ふれあい案内)	視覚障害（1～6級）や肢体不自由（上肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の1・2級）の身体障害者 知的障害者 精神障害者保健福祉手帳を有している者	全額免除	NTT支店・ 営業所、又は フリーダイヤル (0120-104174)	申込により登録が必要

(8) 障害基礎年金

① サービスの概要

国民年金等の加入者が、障害者になった場合に受けられる年金です。知的障害のように20歳になる前から障害がある場合は、20歳になった時点では対象となります。

年金の支給額は、平成21年3月現在、1級障害で年額990,100円、2級障害で年額792,100円ですが、支給対象になると保険料の支払いが免除されます。

障害基礎年金の受給のためには、社会保険事務所か市町の窓口で障害給付裁定請求書、診断書などの必要書類をもらい、医師の診断を受けて提出します。

年金の支払いは、年6回（2, 4, 6, 8, 10, 12月）、各2ヶ月分ずつ口座振込で支給されます。

② 発達障害者への対応

現行の制度では発達障害というだけでは、受給要件である一定の障害には該当しません。しかし、身体障害、知的障害、精神障害に該当する場合等は、対象となる場合があります。発達障害者支援センターや市町などの窓口で相談をしてみましょう。

③ 利用のヒント

障害基礎年金の支給判定には、医師の診断書が必要です。この診断書の中に、日常生活能力の判定として、「身辺の自立や清潔保持」「金銭管理や買物」「通院と服薬」「意思伝達や対人関係」などの項目があり、「自発的にできる」「自発的にできるが援助が必要」「自発的にはできないが援助があればできる」「できない」の4段階で判定されます。

発達障害や知的障害の場合は、身体に障害がある場合と違い、一人で「できる」と思われるがちです。しかし、同居の家族など周囲の人たちからの援助や支援や配慮が不可欠となっている場合が少なくありません。実際の判定では、本人が、一人暮らしをした場合を想定し、一人で「できる」か、できなければ、どのような福祉サービスが必要とされているのか、自立の観点から生活能力を見ていくことが大切です。

裁判請求する場合に、わからない点などあれば、お近くの発達障害者支援センターや障害者就業・生活支援センターなどに相談をしてみましょう。

④ その他の留意点

20歳前になると、国民年金の加入通知書が届きますが、障害基礎年金の裁定請求を行っている間は、支払が猶予されます。詳しくは市町の窓口に相談してみてください。

また障害基礎年金を受給している場合、就労しているという理由で支給停止となることはありませんが、本人の所得が一定額以上あると半額停止または全額停止となります。この基準金額は年度ごとに見直しが行われます。詳細は市町の窓口でご確認ください。

⑤ 所得保障制度（石川社会保険事務局）

	国民年金（障害基礎年金）	厚生年金保険（障害厚生年金）
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上ある障害者 ☆ 20歳未満のときに初めて医師の診療を受けた者が、障害の状態にあって20歳に達したとき、又は20歳に達した後に障害の状態となったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 加入期間中に初めて医師の診療を受けた傷病による障害。ただし、障害基礎年金の支給要件を満たしている者であること
障害認定時	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 初めて医師の診療を受けたときから、1年6ヶ月経過したときに、障害の程度が2級以上の状態であるとき。（例外：人工透析などは診療後3ヶ月で認定） ※ 障害認定時に障害程度が2級未満であっても、その後障害程度が上がった場合、請求によって支給認定を受けることができる。ただし、請求は満65歳になる誕生日の2日前までに行う必要あり。 	
年金額 (H20年度)	<p>(1級) 990,100円+子の加算</p> <p>(2級) 792,100円+子の加算</p> <p>子（※）の加算 ・第1子、第2子各 227,900円 ・第3子以降 各 75,900円</p> <p>※ 18歳到達年度の末日（3月31日）を経過していない子、あるいは20歳未満で障害等級1級または2級の障害者に限る</p>	<p>①総報酬制導入前の 被保険者期間分 + ②総報酬制導入以後 の被保険者期間分</p> $\left\{ \begin{array}{l} \text{①} \left[\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \right] \times \frac{7.50}{1000} \times \text{被保険者期間の月数} \\ \text{②} \left[\frac{\text{平均標準}}{\text{報酬月額}} \right] \times \frac{5.769}{1000} \times \text{被保険者期間の月数} \end{array} \right\} + 1.031 \times 0.985$ <p>(平成15年3月まで) (平成15年4月以降)</p> <p>(1級) {((①+②)×1.25)} + 配偶者の加算 (227,900円) (2級) (①+②) + 配偶者の加算 (227,900円) (3級) (①+②) (最低保障額 594,200円)</p> <p>被保険者期間300月未満の場合は、300月とみなす。</p>
備考	市町村役場	社会保険事務所

	特別障害給付金制度（平成17年4月1日施行）
支給要件	<p>国民年金の任意加入対象とされていた</p> <p>① 昭和61年3月以前の被用者年金制度に加入していた方の配偶者等</p> <p>② 平成3年3月以前の学生</p> <p>であって、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方</p> <p>なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外</p>
支給額	<p>障害基礎年金1級相当に該当する方：基本月額5万円（毎年度の物価変動に合わせて改定）</p> <p>障害基礎年金2級相当に該当する方：基本月額4万円（毎年度の物価変動に合わせて改定）</p> <p>・給付金は請求日が属する月の翌月分から支給</p>
備考	市町村役場（窓口）・社会保険事務所（事務管轄）

(9) 障害者自立支援法

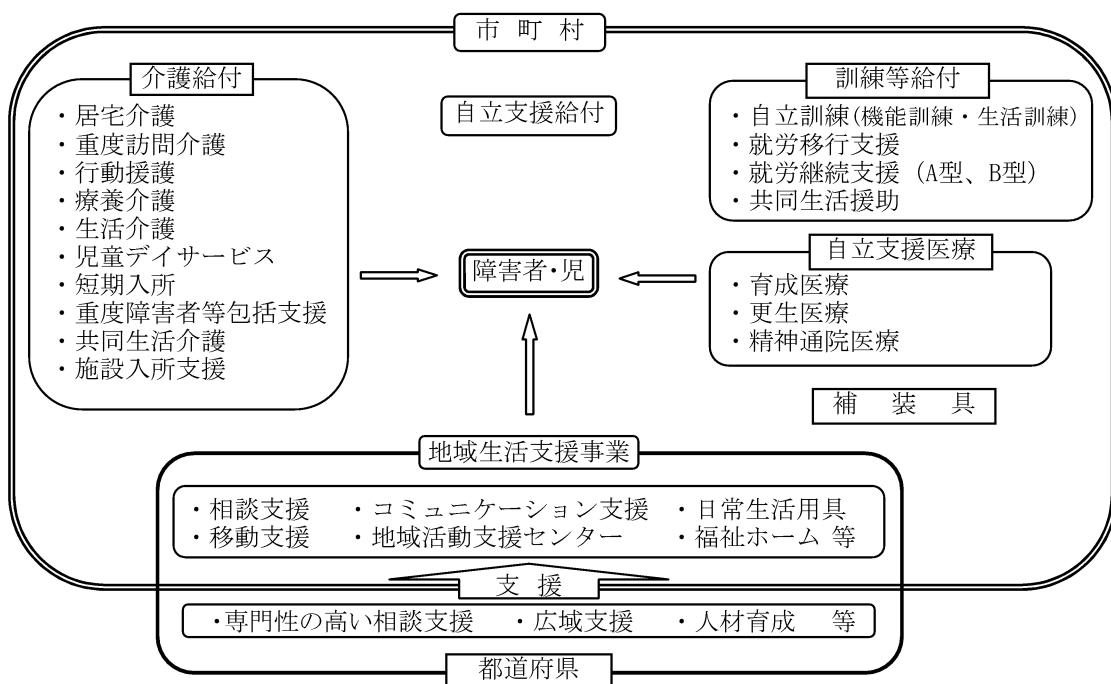
① サービスの概要

障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成18年10月に施行された法律であり、障害者に対する支援サービスの利用について一元的に定めています。

障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編して、身近な市町が責任をもって一元的にサービスを提供することを目指しています。

個別に支給決定が行われる障害福祉サービスや障害にかかる公費負担医療や補装具の給付などの「自立支援給付」と、各自治体がその地域の実情に応じて柔軟にサービス提供を行う「地域生活支援事業」からなっています。

《自立支援システムの全体図》



② 発達障害への対応

この法律は、従来はバラバラであった、三障害（身体障害・知的障害・精神障害）に対する制度を一元化したことが一つの特徴です。発達障害者は、知的障害者・精神障害者（その他の精神疾患）として、サービスの対象となり得ます。

③ 利用のヒント

「自立支援給付」のうち、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。それぞれ、利用の際の手続きが違いますが、利用の相談、申請は市町の窓口等で行います。「介護給付」の場合は支給決定にあたり、介護給付の必要度を表す「障害程度区分」の認定を受ける必要があります。

また、自立支援法は、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化し、必

要なサービスを利用する人も利用に際して原則として1割の自己負担を定めています。（各種の減免措置があります）。

④ その他（法律の見直しについて）

障害者自立支援法は、障害の種別を超えて制度を一元化し、障害のある人の自立と社会参加を目指した法律です。一方、利用者は一律でコストを負担するという「1割の応益負担」については、従来の制度から負担が増える人が多かったこともあります、反対の声が上がりました。また、「障害程度区分」についても、知的障害や精神障害の人の特性を反映していないという指摘があります。

障害者自立支援法は、見直しが予定されており、その中で発達障害の位置づけの明確化、利用者負担のあり方、障害程度区分などについて検討されています。